

町民税・所得税の申告相談・提出会場

2月16日(金)から3月15日(木)までの土・日曜日を除く毎日、文化会館で申告の相談会場を開設します。

町で受けられない申告相談

次の申告相談は、税務署へご相談ください。

- ・青色申告
- ・土地・建物と株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- ・雑損控除
- ・消費税
- ・贈与税
- ・相続税

持ち物

- ・マイナンバーに係る本人確認書類(5ページ本人確認書類の例参照)
- ※提出のみの方は、税務課または文化会館で受付します。

☎(84)1212
問 税務課課税班

決算・確定申告早期提出のための出張指導会

東金青色申告会 横芝支部・光支部

個人青色申告者を対象に、町内2会場にて記帳と決算・確定申告相談を開催します。

光地区

とき ①2月7日(水)
午前9時30分～正午
午後1時～4時

②2月27日(火)
午前9時30分～正午

ところ 町民会館

横芝地区

とき 2月9日(金)
午前9時30分～正午
午後1時～4時

ところ 文化会館

☎0475-52-1284
問 一般社団法人東金青色申告会

法定調書の作成・提出はe-Taxで

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。利用開始の手続、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、また、よくある質問(Q & A)など、e-Taxに関する最新情報をお知らせしています。

※平成29年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限は、1月31日(水)です。

☎東金税務署 ☎0475-52-3121

※自動音声でご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

給与や賃金を支払う方へ 〈源泉徴収票・給与支払報告書〉

平成29年中に給与・賃金などを支払った事業所、事業主は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日(水)までに全ての受給者に交付し、一定金額以上のものは税務署に提出する必要があります。

また、「給与所得の源泉徴収票と同時に複写作成される「給与支払報告書」は金額の多少にかかわらず、全てを受給者の住所地(平成30年1月1日現在)の市町村に提出する必要があります。

なお、個人事業を営む方で専従者給与を支払った方、臨時で従業員を雇った方も忘れずに提出してください。

☎(84)1212
問 税務課課税班